新潟県病院局管理規程第11号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月27日

新潟県病院事業管理者 山﨑 理

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程(昭和39年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下「移動項」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合 には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分 を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

:削り、改止後部分に対応する改止部分が存在しない場合には当該改止後部分を加える。 					
改正後	改正前				
(料金)	(料金)				
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)				
1 非紹介患者等負担額	1 非紹介患者等負担額				
(1) 初診時	(1) 初診時				
ア 十日町病院 2,200円	ア 十日町病院 2,200円				
<u>イ がんセンター新潟病院</u>	イ 中央病院、新発田病院、がんセンター新潟				
(ア) 医科 5,500円	<u>病院</u>				
(4) 歯科 3,300円	(ア) 医科 5,500円				
<u>ウ 中央病院、新発田病院</u>	(1) 歯科 3,300円				
(ア) 医科 7,700円					
(4) 歯科 5,500円					
(2) 再診時	(2) 再診時				
中央病院、新発田病院	中央病院、新発田病院				
ア 医科 3,300円	ア 医科 <u>2,750円</u>				
イ 歯科 <u>2,090円</u>	イ 歯科 <u>1,650円</u>				
$2^{\sim}17$ (略)	2 [~] 17 (略)				
(削除)	18 体外受精料				
	(1) 採卵 1件につき 67,490円				
	(2) 採卵、培養 1件につき 98,530円				
	(3) 採卵から胚移植まで 1件につき 122,640				
	円				
(Notes)					
(削除)	19 人工受胎法施術料 1件につき 5,500円				
18 [~] 39 (略)	20~41 (略)				
10 33 (単行)	20 41 (平台)				
備考(略)	備考(略)				
NH? (MD)	V ΠM/ V····································				
1 2,200円 2,000円	1 2,200円 2,000円				
5,500円 5,000円	5,500円 5,000円				
3,300円 3,000円	3,300円 3,000円				
7,700円 7,000円	2,750円 2,500円				
<u> </u>					

	2,090円	1,900円
2 [~] 10(3)	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)
34	(略)	(略)

	1,650円	1,500円
2 [~] 10(3)	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)
<u>36</u>	(略)	(略)

附則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和4年10月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。